

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 35(オ)1365	原審裁判所名	大阪高等裁判所
事件名	土地所有権移転登記請求	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 37 年 9 月 13 日	原審裁判年月日	昭和 35 年 8 月 1 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 16 卷 9 号 1918 頁		

判示事項	登記申請書類の登記の効力。
裁判要旨	土地の地目変更の登記申請書に農地法第四条第一項による都道府県知事の許可を証する書面を添付しない違法があつても、登記官吏において右申請を受理して土地の地目変更の登記をしたときは、右登記は、右の違法により当然に無効となるものではない。

全 文	
主 文	
本件上告を棄却する。	
上告費用は上告人の負担とする。	
理 由	
上告代理人石井政一の上告理由について。	
不動産登記法により土地の地目変更の登記申請をするに際し、農地法四一条一項による都道府県知事の許可を証する書面を提出しない違法があつたとしても、登記官吏において右申請を受理して土地の地目変更の登記をした以上、右違法により、右変更登記が当然に無効となるものとは解せられない。これと同趣旨に出た原判示は、正当であつて、原判決には所論の違法はない。それ故、所論は採るを得ない。なお、上告代理人青木紹実提出の上告理由補充書は、期間経過後の提出にかかり、不適法であるから判断を与えない。	
よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 入江俊郎 裁判官 下飯坂潤夫 裁判官 高木常七 裁判官 斎藤朔郎)	

※参考：判例タイムズ 139 号 52 頁、判例時報 319 号 25 頁